

[事案 30-208] 契約解除無効等請求

・令和元年5月28日 裁定終了

<事案の概要>

入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約が解除されたことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乳がん罹患し、入院・手術を受け、その後ホルモン療法を受けたため、平成29年1月に乗合代理店を通じて契約したがん保険にもとづき、がん診断給付金等の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由として契約が解除され、給付金が支払われなかったが、以下等の理由により、契約解除を取り消して、各給付金を支払ってほしい。これが認められないのであれば、既払込保険料および診断書取得費用を支払ってほしい。

(1)告知時に募集人に対して、本契約加入前に受けた乳がん検診票および細胞診報告書を見せたうえで、その後も引き続き検診を受けている旨を伝えたところ、募集人が「大丈夫ですね。問題ありません。」と述べて、告知書に「いいえ」と回答するよう促したので、そのとおりに告知書に記入した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は告知日から二年以内に乳房腫瘍の指摘を受け、継続検査の指示を受けている。
(2)募集人が、「いいえ」でよいとの趣旨の発言をしたことは事実であるが、これは、申立人から乳がんの再検査で異常なしとの結果だったと聞かされたので「いいえ」で構わないと回答したものであり、乳がん検診票等を示されたことはないし、告知日時点で引き続き検診を受けているということを知ったこともない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が告知に際して申立人が主張するような案内をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。